

令和8年度菊池まちなか回遊促進事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度菊池まちなか回遊促進事業

2. 委託上限金額

7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託期間

契約日翌日～令和9年3月5日まで

4. 業務趣旨及び目的

菊池温泉の宿泊客やインバウンド（台湾等）の旅行客が訪れているものの、温泉街周辺の「まちなか」への回遊が少なく、滞在時間の延長や地元店舗での消費行動に結びついていないという課題がある。本事業は、台湾を中心に人気が高くまモンや、全国的な発信力を持つ「ふるさと菊池応援大使」等の招聘、および「菊池オリジナルくまモンオブジェ」の設置を起爆剤として、県内外及び海外からの旅行客のまちなかへの誘客を図ることを目的とする。さらに、ICT を活用したデジタルスタンプラリーやイベントを連動させることで、参加者のまちなか回遊と地元店舗での消費活動を促進し、地域の賑わいを創出する。

5. 事業内容

市と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる協働実施）しても差し支えない。

（1）事業全般について

- 当該事業を今後持続可能な取組としていくために、当該事業の協議の場においては、本市及び本市でまちづくりや地域活性化に寄与する活動を行う市民団体を加え事業を進めること。

（2）オリジナルくまモンオブジェの製作・設置

- 菊池一族や菊池温泉の意匠をあしらったくまモンオブジェを5体製作すること。
- まちなかの拠点5か所（菊池市民広場、菊池温泉街、わいふ一番館、御所通、横町ポケットパーク（足湯）等）へ運搬及び設置工事を行い、新たなフォトスポットとして整備すること。
なお、当該オブジェは構造物としての制作が禁じられているため、設置に関しては基礎による固定は行わないことと、盗難等防止のための固定策を講じること。

※設置場所やデザインは市と協議のうえ決定する。

(3) くまモンや応援大使等を活用したプロモーション

- くまモンや「ふるさと菊池応援大使」等を招聘し、まちなか（隈府市街地）をスポットとしたイベントへの出演等を行うこと。
- プロモーション動画の制作及び SNS 等を含めたメディアを通じた広告宣伝・まちなかの魅力発信を行うこと。

(4) ICT を活用したデジタルスタンプラリーの企画運営

- くまモンオブジェや魅力的な地元店舗、神社仏閣を巡るスタンプラリーを実施するため、コース選定及びシステムデータ設定等を行うこと。
- 多言語対応のデジタルスタンプラリーシステム（SpotTour 等を予定）を導入すること。
- 菊池観光協会と連携し、LINE を活用したデジタルクーポンの発行などを行い、周遊を促すこと。
- 参加者特典用のノベルティ（500 個以上）を製作すること

(5) 回遊促進イベント（マルシェ）の開催

- くまモンオブジェのお披露目とスタンプラリーの開始に合わせ、御所通周辺で地元店舗が出店するマルシェを開催し、まちなかの賑わいを生み出すこと。
- テントやステージ等の会場設営、音響・照明機材の用意、運営スタッフ、ディレクターの配置及び会場警備等を行うこと。

(6) 回遊促進マップの制作

- インバウンドにも対応したまちなか回遊マップ（1 種類で 5,000 部以上）を制作（マップデザイン・イラスト制作）し、宿泊施設等で配布可能なもの（B3 四つ折 4C 等）として印刷すること。

(7) データ分析・全体調整・運営管理

- デジタルスタンプラリーを通じて、参加者の属性（年齢、性別、地域等）や実際の移動ルート、滞在時間、人気スポットなどのログデータを収集・分析すること。
- 菊池観光協会が運営する人流データ分析システム（おでかけウォッチャー）による人流動向の把握と併せてデータ分析を行い、次年度以降の効果的な回遊ルート構築や店舗連携強化に向けた報告をまとめること。
- 事業全体の進行調整および運営管理を行うこと。

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 工程表
- (2) 着手届

8. 工程管理

受託者は、適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び菊池市個人情報保護法施行条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は菊池市の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

15. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託完了報告書（印刷物及び電子データ） 2部
- ・その他関係資料一式

16. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

17. その他

（1）市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

（2）受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。